

〔論文〕

都市行政における専門官僚の出現過程 —明治—大正期の大阪市制を事例として—

山崎 晶[†]

— 目 次 —

はじめに

1. 官僚制の特質
2. 市制の発足と「自治」のありよう
3. 公共政策の胎動
4. 専門官僚制と大阪市政

結語に代えて

キーワード：専門官僚制、地方自治、関一

はじめに

本稿は、市政が開始され、市役所機構が整備されていく明治—大正期の時代的なうねりのなかで、専門官僚制的な行政が大都市にあらわれるまでの社会・経済的な条件を探るものである。日本の官僚制の変遷は、辻清明をはじめ、これまで多くの研究者によって論じられてきた。しかし、かれらが対象としてきたのは国家官僚であり、地方官僚については、地方行政の変遷の一部として扱われるにとどまっている。そもそも、専門官僚が日本の都市行政に、どのような経緯で出現したのかも自明ではない。

[†] YAMASAKI, Aki 本学准教授（総合教育研究センター）、博士（人間科学）

そこで本稿では、市政が本格的に機能しはじめた明治中期から、専門官僚がつかさどるようになる大正期にかけての、大阪市の行政および社会状況を検討したい。大阪市という一地方都市の行政に着目するのは、専門知識を有するスタッフによって、中長期的な展望をもち、かつ体系的な行政が、早い時期から実施されたためである。すなわち、専門官僚が大阪市政に関わりはじめた大正一昭和初期には、都市化が将来的に予想される場所を事前に測定した大掛かりな市域拡張、拡大する郊外と都市を結ぶ地下鉄の建設など、数多くの事業が全国に先駆けて行われた。その行政の先進性は、東京市長や内務大臣兼帝都復興院総裁として東京市政を手掛けた後藤新平に、「大阪市は都市的施設について見るも東京市の如き範を却つて大阪に求むる様なあり様である⁽¹⁾」と語らせたほどである。したがって、そうした行政を可能にした社会的条件を探ることは、日本における官僚制の歴史を考えるうえでも、今日における地方行政、ひいては都市計画のあり方を考えるうえでも有益な知見を提供しうるだろう。

1. 官僚制の特質

(1) 近代的支配と官僚制

本論に入る前に、ここで用いる官僚制と専門官僚の基本的な性格を確認しておきたい。本稿では、「国家行政にたずさわる者」という一般的な官僚の意味を、「官僚制にもとづいた行政組織に属する者」として広義にとらえている。このとらえ方は、M. ヴェーバーの『支配の諸類型』における議論を下敷きにしている。

ヴェーバーは、「支配」と呼ばれる権力の一形態を、以下のようにとらえている。「『支配』とは、その定義からして、特定の（またはすべての）命令に対して、挙示しうる一群のひとびとのもので、服従を見出しうるチャンスという。したがって、他人に対して『力^{マハト}』や『影響力』をおよぼしうるあらゆるチャンスが、すべて『支配』であるというわけではない。この意味での支配^{アウトリテート}（『権威』）は、個々の場合についてみれば、従順性の種々さまざまの動機——漠然とした慣れから始まって、純粹に目的合理的な考良にいたるまでの——にもとづいたものでありうる。一定最小限の服従意欲、すなわち服従することにたいする（外的なまたは内的な）利害関心があるということが、

あらゆる真正な支配関係の要件である⁽²⁾」。

このような彼の定義によると、支配とは、まずもって組織化の目的を明確にするものであり、組織化にあたっての必要条件といえる。

またヴェーバーは、よく知られるように、正当的な支配の理念型としてつぎの3つをあげる。すなわち、昔から存在している服従関係によって支えられた伝統的支配、特定の人物がもつ非日常的な資質（カリスマ）に人びとがみずから服従するカリスマ的支配、形式的に正しい手続きで定められた秩序と命令権にもとづく合法的支配である⁽³⁾。また、伝統的支配には家父長制を、合法的支配には近代官僚制をもっとも純粋な形としてあげている。彼の用語を用いると、（領土や人民を支配するという意味での）政治の近代化とは、伝統的に受け継がれてきた支配機構が許容する範囲内で権威を自由に行使する制度、つまり家産制から近代官僚制への移行とみなしうる。

したがって、ヴェーバーによる近代官僚制の特徴を図式的に整理すれば、以下の5点にまとめられる。すなわち、①規則による職務の配分、②階等制（ヒエラルヒー）、③公私の分離、④文書による事務処理、⑤専門的職員の任用である⁽⁴⁾。こうした特色は、あらゆる組織の目的に役立つ、没人格的な技術的手段の合理的体系であり、国民に対して政治責任をもつ政府の公式的な決定を途中でゆがめることなく、迅速かつ能率よく実行するものとされた。彼は官僚制の概念を、「官僚制的行政幹部をもつ合法的支配⁽⁵⁾」と定義している。合法的支配を前提とする「官僚制」は、法に対する正当性を前提としているため、合理的な支配の形態として展開されるというわけである。

（2）専門官僚の特徴

それでは、官僚制にのっとった行政部による合法的支配とは、どのような意味において「合法的」なのか。ヴェーバーによると、それは「知識」を用いた支配⁽⁶⁾を指す。そして専門知識は、合法的・合理的支配としての官僚制を、伝統的ないしカリスマ的支配の類型から区別するひとつの重要な要素となる。このようにヴェーバーは、伝統的な規範や慣習からの解放は、「知識による支配」によってこそ実現可能であると考えた⁽⁷⁾。専門知識とそれらを活用するための専門的な訓練は、官僚制においてもっとも重要な要素であり、また、各部局は組織の目的に応じた専

門知識をもつとされる。

もっとも、ヴェーバーの言う「専門知識」は、一般的に用いられているそれとは用法が異なる。彼はこの概念を、それぞれの分野に特化した知識を統合するための知識、すなわち、法律学、行政学、経営学を中心とする「特殊な技術学」⁽⁸⁾を指すものとして用いている。したがって、彼が提唱する専門知識や、専門的訓練、ならびに官僚は、一般的な意味でのプロフェッショナルの原理に依拠したり、それにもとづいて意志を決定したり、行動したりすることを必ずしも意味しない。かれらが行動するさいに依拠するのは、むしろ官僚制の原理であり、社会学者・佐藤慶幸の言葉によるならば、「専門」家とは、官僚制の範疇で行動する専門家⁽⁹⁾なのである。

以上をふまえると、合理的かつ効率的な組織の運営は、経営的な論理に方向づけられているとも換言できる。すなわち、ヴェーバーの言う官僚制にもとづく支配とは、主として経営的な観点を基軸にする支配を意味しており、伝統的ないしカリスマ的支配との根本的な違いは、経営に関する知識の必要性の多寡を指している。同様に、官僚制の範囲内での専門知識や専門的訓練といったものは、経営の論理にもとづくものといえる。このとき、組織の官僚制化とは、経営領域の専門化であり、技術職よりも管理職に従事する人間が増えることを意味すると考えられよう。

さて、社会の近代化とともに行政の手がける範囲は拡大・複雑化し、長期的な経営を勘案するにあたって諸領域に関する専門知識が求められるようになる。かれらは、高度な専門知識にもとづき、政策を立案する能力をもつ「専門官僚（テクノクラート）」と呼ばれ、事務官僚とは一線を画す存在とみなされる。

芝村篤樹によると、大阪市政に専門官僚が出現するのは大正年間である。市政そのものは1890年代後半（明治30年代）からじょじょに全国ではじめられており、事務官僚の存在は確認できるものの、前近代的な地方名望家による支配構造が色濃く残っていた。そうであるならば、大正年間という時期に、なぜ専門官僚は日本の都市行政に出現したのだろうか。

以下、そのことをあきらかにするために、本稿は大阪で市政が開始された1898（明治31）年から、専門官僚制が完全に確立したといわれる1933（昭和8）年までの動向を概観していく。そして、明治期において地方「自治」が求められるまで

の市政側の状況変化と、住人側の状況変化を記述する。それらをふまえ、日本の都市行政において、専門官僚制的な地域支配が本格化してきた社会的な条件を考察したい。

2. 市制の発足と「自治」のありよう

(1) 都市の工業化、学区と予選

ここではまず、大阪における地方「自治」が求められた背景をひもといていう。明治―大正期における大阪の社会状況には、3つの特徴があった。すなわち、①商都から工業都市への転身、②東京資本の台頭、③他府県からの大規模な人口流入、である。

江戸時代の大阪は、米問屋がひしめき、鴻池、住友、三井などの豪商がそろって日本随一の商都であった。しかし元号が明治に変わるところには、没落していく徳川幕府や武家へ多額の融資をおこなっていたことが原因で、商人の勢力は疲弊し、大久保利通らが推進した大阪遷都論も立ち消え、たのみの綱の経済機能さえも東京に移転するなど、大阪は衰弱の一途をたどっていた。たとえば、1872（明治5）年の大阪の人口は、約26万人である。江戸時代の人口のピークであった1765（明和2）年の約42万人に比べると、6割強にまで落ちこんでいる⁽¹²⁾。こうして、経済の中心地としての機能も東京に奪われた大阪は、もはや商都として盛りかえす道を絶たれ、方向転換を迫られていた。

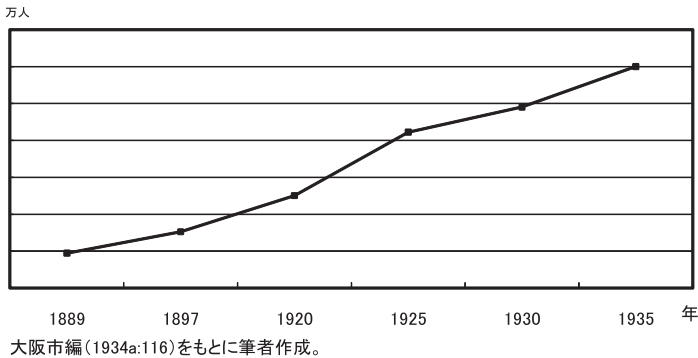
再生の契機となったのは、近代工業の勃興である。その皮切りとなったのは、2つの官営工場——造幣局と造兵司（兵器工場）——の設置で、のちに綿紡績業の発達がつづいた。なかでも綿紡績は綿布生産も手がけたことから、繊維業の卸売や商社が大阪に集中するようになった。また、大型鉄鋼造船建設業や製菓業もさかんになる。

このような諸工業の発展は、しだいに東京の資本家からの関心をあつめ、銀行業を発達させていく。代表的な銀行には、小山健三らが頭取をつとめた三十四銀行⁽¹³⁾（現在のUFJ銀行の母体のひとつ）、永田仁助らによる浪速銀行、町田忠治による山口銀行などがある。これらの銀行の頭取の出身地を『日本紳士録』などで調べると、圧倒的に大阪の外部からやってきた者が多い。このことから、近代産

業の発達とともに、大阪発祥の豪商が占めていた大阪の経済界に、地縁がらみの利害とは関係のうすい者が関与しはじめていたことがうかがえる。⁽¹⁵⁾

こうして大阪は、「天下の台所」から近代工業都市へと転身を果たす。また、紡績業が原料である綿花を外国から輸入したこと、1990年代初頃（明治40年代）から紡績会社が紡績のみならず、綿布生産もおこなったことから、繊維業の中心地として、商社や卸売業がにぎわってくる。こうした大阪における工業の発展は、東京の資本によるところが大きかった。工場の増加によって、多くの労働者が他府県から大阪に移り住むようになり、全盛期の半分程度に減っていた人口は急増する（図1）。

図1 大阪市の人口推移



それでは、こうした社会状況のなかで、大阪市の地域行政のあり方はいかなるものへとシフトしていったのか。このことを考えるうえで重要となるのが学区、すなわち、明治一大正期における、地域秩序の基礎的な単位である。⁽¹⁶⁾

学区とは、1892（明治25）年に「地方学事通則」にのっとって、小学校の設立と維持のためにもうけられた区分である。各学区には、区会議員・学務委員（直接市税納入者が選出）がおかれ、在郷軍人会分会・衛生組合なども組織された。くわえて学区は、政治の基底でもあり、府・市会議員から衆議院議員にいたるまで、あらゆる集票活動が、区会議員を中心に学区単位で展開された。当時の有権者資格には納税条件があったため、市政に関わっていたのは中流以上の生活をい

となむ者である。⁽¹⁷⁾また、企業にも選挙権が与えられていた。市制開始時の大阪市には、徳川時代から引き継いだ東西南北4つの行政区があり、東は企業家、西は中小工場経営者など、それぞれで有権者層の特色が異なっていた。

これらの学区ごとに選出された議員は、「予選派」と呼ばれた。予選とは、府会議員・市会議員などの名誉職を選出する方式のことで、大阪では1890年前後から形成されはじめた。⁽¹⁸⁾別言すれば、有権者有志による団体のなかで、事前に選挙をおこなって候補者を出す選挙制度のことである。というのも、当時の被選挙人（候補者）は、立候補制ではなく、指名制で擁立されていたため、当選後の辞退を回避しようと、事前に予選というかたちで被選挙人と選挙人の双方から了承を取っていた。⁽¹⁹⁾原田敬一の調べによれば、この予選方式は、1887年12月の第6回府会選挙ではじまり、つづく第7回府会選挙、市制開始後の第1回市会選挙を経て整備される。⁽²⁰⁾

予選団体は、区ごとに1、2個存在し、なかには、すべての区に勢力をもつ大規模なものも存在した。その紐帯のありようは、政党や結社のような強いつながりというよりも、政治的な考えを同じくする人びとの親睦会のようなものであったという。予選派議員の多くは地域に影響力をもち、自身も地域利害と密接な関係にある自営業者たちであった。発足の当初は地元資産家層の人脈にもとづいていたため、有力者同士の利害対立・政争を回避し、各種の名誉職を安定的に配分する、地域秩序や有産者の秩序維持に有益であるとみなされていた。いっぽう、商工業の発達によって資本家層の結束（1891年設立の大阪商業会議所など）が高まり、市制がはじまるころには、利益の獲得が目指されるようになった。こうして、土着の地主層と資本家とが、互いの利害をめぐって対立と妥協を繰り返す「予選体制」が横行した。市長をはじめ、行政機関は「予選体制」に支配され、行政機関としての自立性は、実質的には奪われていたのである。

（2）予選体制への不満と解体運動

市制がはじまった1898（明治31）年から1913（大正2）年までの15年間に、大阪市では5名の市長が就任している。いずれも任期満了にはいたっておらず、市長とともに助役などの主要なポストが交代していることなどから、地域の名望家層に支えられた市政が不安定で、長期的な展望や計画にもとづいたものではなかつ

たことがうかがえる。

このことを、当時の『大阪朝日新聞』における市政の報じ方から具体的に確かめてみよう。まず同紙によると、「市の膨張は、市政の煩雑となり、公共事業の経営も亦随うて多きを加へ、経費は累年著しき速度を以て、増加をきたし、市民の負担も亦自ら昔日の比に非ず⁽²²⁾」とある。すなわち、産業や人口の過密によって市政が複雑化しているために、住民に重い税の負担がかかっていたという。ところが「市の公共事業は、悉く今や未成功に属し、少なくとも負担増加の割合には、その利益を共有するの運に至らざる⁽²³⁾」状況にある。つまり、税が増加しているにもかかわらず、住民は利益が還元されている実感をもっていないと述べられている。それというのも、「大阪の市政は不統一となり、不統一なるが故に無方針なり、立法行政の機関あれども活動せず、少なくとも統一的活動なし⁽²⁴⁾」であるからという。要するに大阪市では、市会も行政も方針をもっておらず、統制がとれていないと指摘している。

そこで同紙は、市政の「不統一」・「無方針」から脱するための策として、2つの点をあげる。ひとつは「我が大阪市は、何事にも東西南北四区の均衡とか、釣り合いとか、瑣々たる事にも、事八釜敷く騒ぐのが陋習⁽²⁵⁾」があり、「区を観ること、恰も天下を観るが如⁽²⁵⁾」き市会議員や各区の名誉職が行政に口出しできる仕組み（たとえば常設委員）の廃止、「市長の専決に委任する行政事項を増やすことである。もうひとつは、「市行政の指揮管理者たる市長を始め、市吏員参事会員、及び市会議員に其人を得る」ことで、「最小の歳出を以て最大の効果を収め、一方には市民の負担を、出来得る丈に軽減すると同時に、他方に於ては、将来益々増加すべき市費に対し、其の財源を涵養する⁽²⁶⁾」こと、つまり市長を頂点とした行政の権限の強化である。

この記事は、1901年の6月におこなわれた市会議員の半数改選を前にして、同紙が「大阪市政の現状」と題して不定期連載したもので、あきらかに市政改革の必要性を世論に訴えたものとしてある。以上のような問題点がマス・メディアに掲載されていたことから、市政への不満が人びとの間でじょじょに共有されていたとみてよいだろう。すなわち、市政の開始からわずか3年後には、すでに「不統一」・「無方針」という大阪市政の問題点があきらかになっていたのであり、市会議員や市参事会員といった、地域的な利害に執着しがちな立場を行政の場か

ら廃し、市長を中心とした効率的な官僚機構を求めようとする「声」があがっていたのである。

もっとも、問題点があきらかにされていたとはいえ、それがすぐに解決できたわけではなく、市政は依然として不安定なままであった。予選派と地元出身市長による市政の腐敗のピークは、山下重威・第3代市長の在任時（1905〔明治38〕年12月11日－1909〔明治42〕年12月20日）といわれている。大阪市では、1903（明治36）年9月に市電の第1期線が操業を開始し、新たな路線の敷設工事が計画された。しかし、計画されたルートが地元の有力者の本拠地を貫くものであったために反対の声があがり、市議員はかれらの請託を受けて裏で工作し、路線を極端に曲げたり、あるいは、着工を妨害したりしていた。

こうした市政の怠慢を改めようと、1909（明治42）年12月に大阪市政研究会が誕生する。この会は、生活改善を望む市内の有力者約300人によって結成され、予選派によって占められていた市会・市参事会などの市支配層に対抗し、市長を頂点とする市政施行機関の権限の強化と合理化をはかろうとする一大政治勢力を形成していった。

同会の中心人物は、大阪商船社長・中橋徳五郎や大阪電燈社長・土居通夫などの、大阪の代表的な大資本家と、弁護士の中井隼太、新聞記者の高松正道などの、いわゆる民主主義的な傾向をもつ知識人である。このことから、大阪市における市政改革運動は、資本家と知識人という、2つの異なる立場からの要求があわさったものであったといえる。混乱と停滞状態にあった市政は、資本家にとって障害となるばかりではなく、民主政治の理念から外れたものでもあったから、両者はそれぞれの立場から、予選派や自営業者たちによる露骨な利権漁りを批判したのである。かれらが欲していたのは、より長期的な計画性をもつ、合理的で近代的な都市行政であった。

同会は、結成から1年後の1910年1月に大阪市民会と改称し、本腰を入れて市政改革運動に、具体的には、予選派の解体へと乗りだした。市民会は、3月までに2000人を超える会員を組織し、同年6月の市会半数改選選挙を目指して活発な活動を展開した。選挙の結果、市民会は、予選派の6議席を大幅に上回る28議席を獲得して圧勝した。市会議長には、市民会会員の大阪商船社長・中橋徳五郎が、また、市長には、市民会推薦の植村俊平（第4代市長）が就任した。ここにいたっ

て、ようやく初代市長以来、約11年間つづいた予選派による市政支配は、ひとまずの終結をみせるのである。⁽²⁷⁾

以上のとおり、明治も末期になると、大企業経営者層と知識人とが手をむすんだ、大阪市政研究会をはじめとする市政改革運動がおり、くわえて、公害反対運動や借家人運動などの住民運動が目立つようになる。⁽²⁸⁾大阪の工業都市への変身は着々とすすみ、人口の増加による街の膨張は、住民の不満を鬱積させていった。こうした動きから、人びとの関心が「食べる（生きる）」ことから「暮らす」ことへと移りはじめていたことが推察されよう。じっさい、スラムを問題視する声がマス・メディアを騒がすのもちょうどこのころからである。

しかしながら、当時の市政には、そうした要求に応じられるほどの金銭的・人材的な余裕はなかった。それどころか、そうした要求への関心そのものがうすく、問題の解消は個々人にゆだねられていた。そこで以下では視点を転じて、今度は住民の側からみた社会意識の変化とその条件を探ってみたい。

3. 公共政策の胎動

(1) 生活意識の高まり

明治期の大阪において、最初に「暮らすこと」への強い関心を示したのは、富裕層である。1890（明治20）年代前後から、大阪の周辺地域（帝塚山・阪神住吉・御影・鶴橋など）へと私鉄が拡充したことで移動が簡便になり、別荘やリゾート地の開発がおこなわれるようになる。とりわけ、阪急電鉄の小林一三がはじめた沿線における建売住宅の分譲は、閑静な郊外に住まいを構え、中心地に働きに出るという「職住分離」を、当時増えつつあったホワイトカラー層に植え付けることに一役買った。こうした電鉄会社の住宅分譲の成功は、巧みなイメージ戦略によるところが大きい。しかし、その背後には、都市への過剰な人口集中がもたらした、環境の悪化や深刻な家不足があったことを見逃してはならない。空気が澄んでおり、飲むのに適した水が得られて、人口密度の低い環境こそが「暮らすに値する」場所であるという意識が、中流－富裕層の間で芽生えつつあった。

以上のような、中流層の暮らしへの関心の高まりとともに、都市改良などの公共政策の需要も高まりをみせてゆく。たとえば、1911（明治44）年に経済学者の

戸田^{かいち}海一は、『婦女新聞』の「生活難問題」と題するコラムにおいて、「生活難」という言葉は飢え死にする／しないといった、社会的境遇の絶対的な低さによって生じる貧困を指す概念ではなく、人びとの求める生活水準と現実の所得との落差⁽²⁹⁾のなかでおこる、相対的な貧困を指す概念であると述べている。この戸田の指摘は、社会学ではおなじみの「相対的剥奪論」に近いものといえる。明治後期には、一定の生活水準を守らざるを得ない社会階層が存在しており、都市改良をはじめとする公共政策への需要の飛躍的な高まりが、中間層の台頭とかれらの相対的な貧困によって生まれたと考えることができる。

こうした戸田の議論を下敷きにして、歴史家の小路田泰直は、当時の社会状況を、以下の3点で特徴づけている。⁽³⁰⁾1点目は、「権利とは、利益をうけることである」という考えの一般化である。積極的な公共政策の要求は、一定程度の生活水準の保障が、国家や社会の義務と認識されるような福祉国家の段階に達してはじめて、社会での問題となりうる。そして、「生活難」が個々人の問題ではなく、中流層という社会的な規模の問題として認識されたということは、人間らしく生きるために必要となる最低限の生活への保障を国に求めることが、国民の権利（生存権）として認識されていたことのあらわれと換言できるだろう。

2点目は、社会の状況がインフラ整備を要求する段階にまで到達していたということである。1890年代後半（明治30年代）の日本の都市では、水道・ガス・電気などの公共サービスを抜きにして最小の市民生活を維持することが、しだいに困難になりつつあった。すなわち、中間層が（住民の）権利として生活改善を要求することが、そのまま、都市公共政策の拡大の要求へと結びついたと解釈することができるという。

3点目は、行政の質・量両面での拡大である。日清戦争前の日本社会では、経費削減・民力休養論が叫ばれていた。これは要するに、歳出をひかえて（＝経費削減）地租をおさえよう（＝民力休養）という考え方を指し、公共政策は急を要するものにしぼりこまれた。こうした状況下であったにもかかわらず、都市インフラの整備を要求する声があがったということは、もはや住民の公共事業への関心は、鉄道（つまり移動）の問題にとどまっていなかったということである。しかも、公共事業要求運動の中心は、中流以上の生計をいとなむ住民であり、当時の市会議員選挙制度⁽³²⁾においては、「第3級」に位置づけられた有権者たちであった。

(2) 行政による貧民救済活動

以上の小路田の説明は、主として中間層の台頭に目を向けたものといえるが、同時に見逃してはならないのは、依然として貧しいままの生活を送っていた人びとの姿であろう。じっさい、暮らしの質の向上を求め、市郊外へと転居する人びとがいた一方で、転居どころか、食べることに困る人びともおり、貧富の差はますます顕著になっていた。つまり、ここで留意したいのは、公共事業の要求運動の高まりとともに、公による貧困層の生活改善もはじまっていたことである。

実業家や宗教者による貧民救済は、明治時代の比較的早い時期からいくつか確認されるものの、そのほとんどが創始者の死や資金難によって途絶えている。⁽³²⁾ 他方、1900年代になると、労働者の貧困から生じる問題を、かれらを取り巻く制度や環境の改良・整備、あるいは、教育を通じた意識の向上によって解消しようとする「セツルメント事業」がはじまり、安定した経営がおこなわれるようになる。代表的な例として、石井十次を創始者とする石井愛染園（大原社会問題研究所の源流）や、福祉医療事業を第三セクター方式でおこなった財団法人弘済会、そして、現役警察官による貧困地区での小学校や簡易食堂の経営などがあげられる。

このうち、警察官による貧民救済事業は、のちに第6代大阪市長に就任する、大阪府警察部長（現在の府警本部長に相当）の池上四郎が主導しておこなわれた。⁽³³⁾ 当時の大阪の警察では、犯罪の撲滅には貧困の解消が必要と認識されており、生活改善の指導に主眼をおく文化警察の組織が本格的に構想されていたことが、福祉施設の設立からうかがえる。なかでも、俗に「警察三羽鳥」とうたわれた、武田慎治郎・中村三徳・天野時三郎（のちに大阪市社会部長に就任）は、警察による社会事業の中心的人物で、貧困家庭の子供を対象にした小学校の開設、感化院や簡易宿泊所の運営がかれらによっておこなわれた。さらに、池上が大阪市長に転出した後も、特高課長・^{かがみ}加々美武夫（のちの第8代大阪市長）が、1919（大正8）年に社会事業施設を作る計画をたてるなど、大阪府警が主導する社会事業は続行されたのだった。

このように、明治・大正期の大阪が工業都市として移り変わるなかで、人びとの意識は生活環境に向けられていき、改善を行政へ求めるようになった。だが、個人的利益の獲得にいそしむ地方名望家が権力を握る行政には、迅速な対応を求めることは不可能であった。前にあげた予選派解体運動は、市政腐敗を取り除く

とともに、生活環境の改善を求めた運動でもあったのである。

地縁にもとづいた市政を解体した後の大阪では、専門官僚主導の行政が執りおこなわれるようになる。そこで以下では、官僚制が徹底してゆくなかでの、大阪市における行政の状況を検討したい。

4. 専門官僚制と大阪市政

(1) 計画的市政のはじまり

日清戦争後から工業都市として全国に名をとどろかせるようになった大阪では、第一次世界大戦終結（1918・大正7年）後、^{しおのぎ}塩野義・田辺・武田などが医薬品製造を開始し、化学工業が飛躍的に発展した。淀川をはじめとする水資源に恵まれていた大阪市は、重化学工業をいとなむには最適の場所とみなされ、沿岸部を中心に、大小さまざまな工場が林立した。背の高い煙突が立ち並ぶ街の姿は、「東洋のマンチェスター」や「煙の都」と呼ばれ、大気や水質の汚染が早くも問題になっていた。

そうした、工業都市としての道を本格的に歩みはじめた大阪を運営していたのが、第6・7代市長の池上四郎と関一である。^{せきはじめ}職員名簿が発行され、職務規定や指令系統が文書化され、また職員の採用時期が定まりはじめるなど、大阪市役所における官僚制は、しだいにヴェーバーが示した官僚制の理念型を整えつつあった。

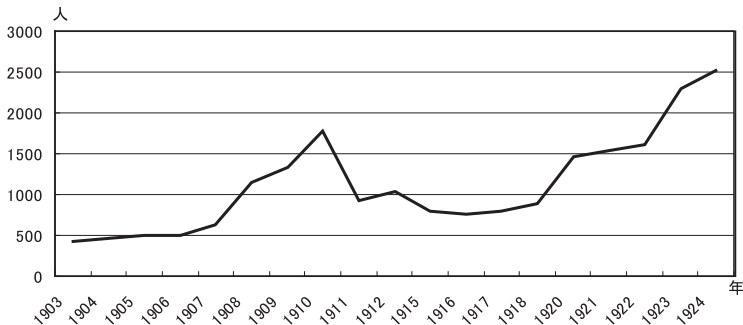
池上四郎が第6代・大阪市長に就任するのは、1913（大正2）年10月15日のことである。のちに「大大阪建設の祖父⁽³⁴⁾」と呼ばれることになる池上は、元・会津藩士で、巡査からたたき上げで大阪府警察部長となった経歴をもつ。彼は、警察に勤務していたころから社会問題に強い関心をもっていたようで、じっさいに社会事業を多く手がけてもいる。池上ははじめて任期をまっとうできた市長であり、戦前の大阪市政において二番目の長期市政となった。

池上市政の特徴は、なにより高度な専門知識をもつ人材を、市役所外から招聘して要職につかせた点にある。その皮切りは、東京高等商業学校（現・一橋大学）の教授で、社会政策学の権威であった、関一の助役への登用にあった。つまり、市長・池上とその補佐役である助役・関のコンビが、以後10年近く大阪市を運営することになる。

池上に引き抜かれて電気鉄道部長をつとめた佐竹三吾（元・鉄道省）によると、池上は「深い学問をされなかった代わりに、部下には人材を集め衆智衆能を盡すことに努め⁽³⁵⁾」ていた。自身は特定の専門知識こそもたなかったものの、能力のある人材を集める、いわばプロデューサーのような役割をつとめたわけである。市役所外にいる人材の積極的な起用は、従来の行政体制を踏襲しているままでは社会の状況に応じきれない、という判断のあらわれとみてよいだろう。なお、類推表現になるのは、池上が「一切メモを取らない人⁽³⁶⁾」であったため、彼の政治に対する姿勢は回りの人間による評伝や市会での発言をもとに推測するよりほかないからである。

池上のおこなった外部からの人材登用は、第一次大戦後の景気上昇によって大阪市の経済状況が急速に改善する、1916（大正5）年の市長再選後、いっそう活発になった。かれらの多くは、大学を卒業し、その後内務省土木局や、他地域で鉄道などの建設にたずさわった技術者たちである。招聘された専門家はそれぞれ、役所における新設部署の要職へと配置された。1913（大正2）年に1部8課1系の体制であった大阪市の職制は、池上の市長就任後の1914（大正3）年1月15日には2部8課2係となり、さらに、第2期池上市政中の1920（大正9）年4月2日には、7部10課へと変更される。また、これにともない、職員数も飛躍的に増加する。『大阪市統計書』によると、市役所の職員数は、池上市政の間に、約1000人の人員増を記録している（図2）。

図2 大阪市職員数の推移



大阪府立中之島図書館所蔵『大阪市統計書』
1901(明治34)年—1926(昭和元)年をもとに筆者作成

池上の勇退後を継いだのが、第7代市長・関一である。関は東京高等商業学校の教授であり、交通政策と社会政策の権威として名声を得ていた。彼は急逝する1935（昭和10）年までの約12年間、大阪市の市長をつとめる。助役時代から数えた場合、関が担当したのは、市の財政が緊縮を求められた時代から、大正デモクラシー期、そして準戦時体制にいたるまでの20余年間である。この20余年の間に関は、交通学・社会政策学にかんする学識にもとづく行政を執りおこなう一方、都市行政についての論文を数多く発表した。なかでも都市問題の解消は、関の大阪市役所時代における最大の研究テーマであった。関は市長に就任する年の8月に、『住宅問題と都市計画』（1923）と題する著書を刊行し、そのなかで「中下層階級」の住宅や居住環境を整備し、「住み心地よき都市」を建設することを都市計画の本旨としていた。

大正一昭和初期までの大阪市政は、数々の業績を残した関一の功績とみなされることが一般的である。しかし、関自身が池上によってヘッド・ハンティングされたように、当時の大阪市には東京から多くの人材が集められ、市政の要所を固めていた。以下では大阪における官僚像を具体的に検討していきたい。

（2）大阪市政における専門官僚の特色

池上市政の時期には、関一を筆頭に、多くの人びとが大阪市へと招聘された。このとき招聘された者の大半は、内務省などの中央政府や、東京もしくは横浜市をはじめとする大都市に勤務した経験をもつ。たとえば、港湾部と都市計画部で部長をつとめ、関東大震災の復興事業に引き抜かれて大阪市を退いた後も、関の相談役をつとめていた直木倫太郎は、元・内務省の土木技師である。また、都市計画部で土地収用を手がけていた岡崎早太郎は、東京・横浜・名古屋市での勤務を経て来阪している。さらに、関を助役時代から支えつづけた助役・有田邦敬は、西部通信局（郵便・電信・電話などをつかさどる内閣省の下部機関）から引き抜かれている。

かれらはいずれも、中央政府とのつながりをもっていたため、交渉を円滑に進めるにあたって重用されただけでなく、過去に手がけた業務経験が評価されていたものと思われる。というのも、1918（大正5）年からほぼ毎年発行された『大阪⁽³⁷⁾市職員録』を見るかぎりでは、池上が市長であった年代に大阪市役所入りした

人びとの所属先は、おもに港湾・土木・市電および都市計画といった、高度な専門性を必要とする部局であったからである。そうした事情もあってか、かれらがまったく異なる部署へと移動すること（たとえば、土木部から経済部への異動など）はほとんど見られない。⁽³⁸⁾

さらに時代がくだと、おのずと専門的な知識を有する人材が集まりやすい土壌がととのってくる。じっさい、1923（大正12）年の関東大震災以降は、ヘッド・ハンティングによる人材獲得のほかに、大阪市政に強い関心を持ち、みずから市役所入りを志願する者もあらわれた。たとえば、御堂筋の建設にさいして、住民の立ち退きなどを手がけた伊東俊雄は、「青年の一本気から当時吾国において最も社会事業が完備しているといわれていた大阪市の社会事業に献身する気になって、^{つて}伝を求め、大阪市の高級助役をしていた関さんへの紹介状を貰って大阪へきた」と述べている。⁽³⁹⁾ このように伊東は、日本全国で評判になっていた大阪の社会事業に関わりたいたいと思い、東京での商社勤めをやめて大阪市役所入りを志願した経緯を語っている。

こうして、課長クラス以上（主事・技師）の職員を、招聘され、あるいは志願した者たちが占めるようになる。かれらの大半は、大学を卒業し、相応の専門知識を有していた。助役・木南正宣^{き なみ}が1909（明治42）年の7月に役所入りしたときには、大卒の職員はまだ珍しい存在といわれていたのが、その7年後の1918（大正5）年の時点には、じつに、課長以上の地位の過半数を大卒が占めている。あるいは、1923（大正12）年刊行の『新大阪大観』で紹介されている大阪市職員の経歴をみても、全体の約5割を東京・京都帝大の出身者が、そして、残りの3割を他大卒の出身者が占めている。⁽⁴¹⁾

当時はまだ珍しかった大卒者を多数抱えた大阪市が、他の都市に先駆けて事業の参考にしたのは、主として欧米の事例であった。このことはまず、海外から文献を取り寄せ、勤務時間外に輪読会をおこなっていたという証言からうかがえる。たとえ留学経験がなくても、かれらは大学教育を通して英・独・仏語のいずれかに長けており、外国語文献を購読することに支障はなかったものと思われる。⁽⁴²⁾

かれらの専門知識の高さと、活動範囲の幅広さについては、さらに多面的な角度からあとづけることができる。たとえば当時、第一次・第二次都市計画事業にたずさわった大阪市職員たちは、機関誌『大大阪』への寄稿だけではなく、都市

事業の指導者として、在職中から大学向けの教科書を執筆し、外国語文献を翻訳し、他市に向けての講座に招かれるなど、精力的に活動していた。在職中から大阪市商科大学をはじめ、関西大学や大阪工業大学など、大阪府下の大学で講義を担当していた者も多く、後続の養成にも力を入れていたことがうかがえる。また、かれらの大半が、第二次大戦中には亡くなっているが、岩村潔のように徴兵をまぬがれ、戦中・戦後の地下鉄の維持に関わったり、あるいは浦上衛門⁽⁴⁴⁾や伊東俊雄のように、戦後、梅田や難波で地下街を運営した者もいる。ほかにも、革新的な市政をおこなったとされる第13代市長・中馬馨^{ちゅうまかおる}は、関一の個人的な秘書をつとめていた人物である。このように、当時、大阪市の要職についていた人びとの大半が、大学や現場で活躍し、さまざまな専門知識や技術、ならびに実践経験を兼ね備えた、きわめて高度なエリート集団であった。

かれらはまた、全国各地から集まったエリート集団でもあった。『日本紳士録』⁽⁴⁵⁾などで調べるかぎり、かれらのほとんどは大阪以外の出身者である。また、『大阪市職員録』に記載されている自宅の住所を見るかぎり、かれらの多くは、吹田や高槻、武庫之荘や芦屋、大阪市編入前の平野など、今日でも大阪市内のベッドタウンとされているところに居を構えており、それらの場所から市役所に通勤していた。市長の関一でさえ、第二次市域拡張で編入された天王寺区に住んでいた。こうした事情が、地域の利害と関係をもつことなく計画を立て、実行することを、いっそう容易にしたものと考えられる。

そして、かれらのような専門官僚たちが来阪を決意するにいたった理由には、市長によるスカウトや、先述の伊東のように、大阪市の先進的な社会政策に関心を抱いていたことがあげられる。

(3) 専門官僚出現の政治的背景

関が池上の助役をつとめていたことから、ふたりの市政は、ほぼ同じ方針によっておこなわれていたとみてよい。じっさい、20年以上にわたって一貫した方針で市政が実施されたケースは、当時の日本の都市行政ではきわめてめずらしい。関一が市長の座にあった10年あまりの間にかぎっても、東京では8名、京都で6名、神戸と名古屋では各3名の市長が誕生している。他の都市と比べて、大阪市政が長期政権を確立し、専門官僚が活躍する基盤を作り得た背景には、政党化が進行

しなかったこと、市政が市会を抑えこんだことがあげられる。そこで以下では、この2点について検討したい。

明治の終わりに予選派と市民会などの運動団体との対立が、予選派の解体というかたちで収束に向かい、1913（大正2）年からはじまる池上・第6代大阪市長の年代になって、大阪市政はようやく安定する。しかし、大正デモクラシー運動の影響などによって、市会は政党と結びつき、市政はふたたび揺らぎはじめる。当時の市長は、市会による推薦、あるいは選出によって決定されていたので、中央政党・市会・市長の系列化は、政党の勢力争いを市政にもちこむばかりでなく、市長の地位を脅かした。したがって、大正年間における市政の安定を妨げた最大の要因は、市政の政党化にあったといえる。逆にいえば、大阪市政が20余年にわたって安定できた一因は、他の市に比べると、市会の政党化がすすまなかったためとみなしうる。

じっさい、池上・関市政時の大阪市政の実情をつづった書籍⁽⁴⁶⁾には、「市民大部分の脳裏には必ずしも深く政党政治に偏して居らぬ」と、政党のちがいが実際の市政に大きく影響をおよぼすことがなかったという記載がある。なぜならば、経済都市である大阪は、もともと「採算力に富んで居る」ために「中央政界に対する熱は寂寥たる」傾向にあり、政府の動向や政党に関心がうすかったためである。同様のことが『大阪朝日新聞』でも指摘されており、大阪市の政界で政党に所属する目的は、つまるところ、「市政運用の必要上仮に席を政党に委ねる」という理由によるものだった。そうした傾向は、熱心な政党支持者からすると「大阪人は政治の事に熱がない」ようで、市会の指導者の役割を担っていた酒井猪太郎のように、「政友会員兼憲政会員、憲政会員兼革新倶楽部員」という2つの政党の肩書きをもつ者はけっして珍しくなかった。⁽⁴⁷⁾

要するに当時の大阪市会議員は、中央の勢力の変動の影響を受ける政党に依るよりも、政治的地位の安定と、地域利害の実現とをを目指す傾向が強かった。こうした政治体質は、政府よりも地域（大阪）の動向や利害を重視する、商人などの中小実業家や地域の有力者といった上層の有産者階層に多くみられた。かれらの多くは、この時期の与党の中核を形成した新濤会^{しんたうかい}に所属あるいは支持していた。大阪市議会議員の名簿をもとにして、個々の議員の動向を仔細にたどった芝村篤⁽⁴⁸⁾樹によると、新濤会に所属する議員の多くは無党派か、政友・憲政会系である。

たとえば、市会の指導者的存在であった泉二三郎は無所属で、先にあげた酒井猪太郎は、政友会・大阪支部評議員と憲政会・大阪支部相談役と、2つの政党の役員を兼任していた。他方、野党の新生会は、幹部の動向から憲政会系と判断できるが、議員は地域の利害からは独立した弁護士などのインテリ層が中心で、上層有産者からの支持は「比較的」少ないものの、社会階層は新濤会とほぼ同じであった。⁽⁴⁹⁾したがって、与野党の政治体質が共通していたために、大阪市行政に求めるものに大きな差が出なかったものと推察される。

それでも、市会の政党化は、選挙権の拡大とともにじょじょに進行していく。従来の選挙権は、一定の納税要件を満たす者のみに与えられていたが、1900（明治33）年、1919（大正8）年の2回にわたって条件が緩和され、1925（大正14）年の5月には納税要件が全廃される。これによって、選挙権は満25歳以上の成年男子に与えられ、いわゆる普通選挙がはじまった。識者は、有権者の増加によって、候補者自身ではなく、政党を基準にして票が投じられることを懸念し、他方で政党は、支持者の獲得へと躍起になった。こうして、普通選挙の開始によって、市政はしだいに政党支持者の動向に左右されるようになる。

政党勢力の市政への影響が本格化するようになったのは、第7代・関一市長の年代である。1925（大正14）年に普通選挙法が施行され、従来ならば政治とは縁遠かった人びとも選挙権が広がった。1925（大正14）年6月の大阪市会選挙は、同年5月に公布された普通選挙法によっておこなわれた。与党である新濤会（政友会系）が少数派に、新興政党が躍進して多数派になるという結果に終わり、伝統的な政治基盤の動揺と、新しい政治基盤が形成されはじめていることが明確にあらわれた。しかし、関市政は選挙敗北の1年後である1927（昭和2）年の市長選挙で、絶対多数の与党を回復する。1929（昭和4）年の普通選挙による市会議員選挙以降、議員の政党系列化は進展した。けれども関市政は、中立系を中軸に、そして政友会系と民政党系の半分を与党に組み入れて、党派を超えた与党を形成し、1933（昭和8）年の市会選後は、政友・民政両党系議員をふくめた大多数の議員が与党化した。すなわち、市会の大半の与党化は、行政をチェックする機関というよりも、むしろ支持・支援するものへと変化したといえることができる。こうして、1888（明治21）年の市制開始から約20年後に、市会と行政の立場は逆転するのである。

都市計画事業や社会事業など、地域住民への影響が大きい行政施策が活発になされていた当時、そうした事業を地域へと誘致することが、新しく参政権を得た人びとから票を獲得するために、もっとも有効な手段とみなされたものと判断できる。たとえば、当時の市会議員が、「関さん時代から理事者〔引用者補足：市役所上層部〕が強くなってきた」、「市会議員が関市長の所へ恐れてよういかなかった」という証言を残していることから、行政関連の権限を、市役所が握っていたことがうかがえる。

結語に代えて

以上、市政に専門官僚制が出現するまでの経緯を、大阪市の事例から検討してきた。

明治政府の方針により、都市の新しいアイデンティティを形成せざるを得なくなった大阪市では、人びとの流動性が高まり、他地域の資本が流入する。選挙によって選出された首長による市政が開始されたのは、まさに工業都市としての再出発が軌道に乗りはじめたときであった。地元名望家層による市政体制は、新たに台頭してきた資本家や知識人層によって批判され、解体される。こうした動きの背景には、生活の質に対する意識がかれらに芽生え、公共政策に関心が注がれたことがあった。関一が専門官僚として大阪市政に関わるのは、公共政策を希求する声が一定の力をもちはじめたときであった。

これまでの議論をふまえたうえで、本稿から導き出された知見は2つある。ひとつは、日本の都市行政における専門官僚が、行政機能の内側からの必要によって生まれてきたというよりは、行政機能の外側、つまり、住民の側からの要求によって生まれてきた点である。

もうひとつは、市政が市会に対する優位を確立できた背景には、普通選挙の実施によって選挙権が拡大し、地域有力者間での議員職の持ち回りができなくなり、議員になるためには票田を培養せざるを得なくなったという、市会側の事情が大きかったことである。地域秩序を維持し、その利害を代弁するという市議会の存在意義にとって、所属する政党の政策のちがいはほとんど無意味で、多数派としての与党への吸引力が圧倒的に強かったのである。

注

- (1) 「大阪市民諸君に望む」『大大阪』1926年2月号2頁。なお、本稿における引用は、可能な限り固有名かなづかいと字体を尊重する。難読字については、ルビを添えた。
- (2) Weber, M. (世良訳、1970：3)。強調は原文のまま。
- (3) Weber, M. (前掲書：10)。本書では合法的・伝統的・カリスマ的支配の順で示されているが、本稿では議論の進行の妨げにならないよう、列挙の順を入れ替えた。
- (4) 大森彌 (1994) にもとづく。
- (5) Weber, M. (前掲書：20)。
- (6) Weber, M. (前掲書：29)。
- (7) Weber, M. (濱嶋訳、1954＝1970：20)。
- (8) 佐藤慶幸 (1991：58)。
- (9) 佐藤慶幸 (前掲書：257)。
- (10) 芝村篤樹 (1998) を参照。
- (11) 大阪市役所編 (1934b：238)。
- (12) 大阪市役所編 (1934a：116)。
- (13) 小山は元・東京高商校長で、関一の高商時代の上司にあたる。
- (14) 東洋経済新報社を経て銀行頭取。
- (15) 宮本 (1986) によると、造幣局の設立や、渋沢栄一による大阪紡績の開設など東京からの人材や資本の流入が、大阪の近代化の契機となった。
- (16) 大阪市役所 (1934b：81)。
- (17) 松下孝昭 (1986) を参照。
- (18) 原田敬一 (1997：113)。
- (19) 小林丈広 (1994) を参照。
- (20) 原田敬一 (前掲書：115)。以下、大阪の学区制について、とくに記載のない場合は本書による。
- (21) 大阪府編 (1968：57)。
- (22) 『大阪朝日新聞』1901年3月28日。
- (23) 『大阪朝日新聞』1901年3月29日。
- (24) 『大阪朝日新聞』1901年4月1日。

- (25) 『大阪朝日新聞』1901年4月15日。
- (26) 以上引用は『大阪朝日新聞』1901年4月30日より。
- (27) 厳密には、第2代鶴原市長在任時（1901-1905）には、予選派は比較的抑え込まれていたという。
- (28) これらの住民運動については、小田康徳(1983)、松下孝昭（1986）、佐賀朝（2007：とくに2章、3章）にくわしい。
- (29) 戸田海一、「生活難問題」『婦女新聞』1911年7月7日付。
- (30) 小路田泰直（1991）を参照。
- (31) 1888（明治21）年に公布された市制・町村制による市町村会議員選挙の独特の制度。有権者を直接市税の納入額の多いものから順に加算して、納税総額の半額に達したまでのものを1級選挙人とし、それ以下のものを2級、3級として区分し、各級選挙人がそれぞれ議員定数の半数を選挙するという制度。1921（大正10）年の選挙制度改革で町村の等級選挙制度は廃止され、1926年の普通選挙法の施行とともに市の等級制も廃止された。
- (32) 大阪市役所編（1934c：677-686）。
- (33) 大阪府警察本部編（1970：416-418）。以下、とくに記載のないかぎり、大阪府警における社会事業の事例はすべて本書による。
- (34) 前大阪市長池上四郎君彰徳会編（1941：19）。
- (35) 前大阪市長池上四郎君彰徳会編（前掲書：16-17）。
- (36) 前大阪市長池上四郎君彰徳会編（前掲書：47、49）。
- (37) 大阪府立中之島図書館所蔵。
- (38) ただし当時は頻繁に職制が変更されていたので、所属先の名称は変化している。しかし、一貫して同じ事業に関わっていた。
- (39) 伊東俊雄（1956：410）。
- (40) 小川市太郎（1931）を参照。
- (41) たとえば、早稲田大学とハーバード大学で政治学を学んだ瀧山良一（港湾部などを経て助役）、関西大学で法学を修めた武森武市（電気鉄道部で用地係長）などがいる。
- (42) 海外の文献や事例の収集についての証言は、山崎（2009：101-102）によっていくつか確認されている。
- (43) たとえば山口正は、関西大学文学部社会学科で社会調査の講義を担当しており、教科書も出版している。

- (44) 元水道部。
- (45) 参考にした文献は、以下のとおり。『大阪紳士録』第1版、『日本紳士録』第15版、『日本紳士録』第29版、『日本紳士録』第40版、『大阪人士商工銘鑑』。
- (46) 中川倫（前掲書1923：598）。以下の引用は同書による。
- (47) 『大阪朝日新聞』1923年5月1日。
- (48) 芝村篤樹（1998）。とくに第5章。
- (49) 芝村篤樹（前掲書：145）。

引用文献

- 伊東俊雄 1956「関市長の面影」『大阪人』第10巻、大阪都市協会。
- Weber, M. 濱嶋朗訳、1954＝1970『権力と支配』みすず書房。
- 世良晃志郎訳、1970『支配の諸類型』創文社。
- 大阪市役所編 1934a『明治大正大阪市史』第2巻、日本評論社。
- , 1934b『明治大正大阪市史』第3巻、日本評論社。
- , 1934c『明治大正大阪市史』第4巻、日本評論社。
- , 1934d『明治大正大阪市史』第6巻、日本評論社。
- 大阪府警察本部編 1970『大阪府警察史』第1巻、大阪府警察本部。
- 大阪府編 1968『大阪百年史』大阪府。
- 大森彌 1994「官僚制」見田宗助・栗原彬・田中義久編『社会学事典』弘文堂。
- 小川市太郎 1931『木南正宣君小伝』私家版。
- 小林丈広 1994「都市名望家の形成とその条件」『ヒストリア』第145号、大阪歴史学会。
- 小路田泰直 1991『日本近代都市史研究序説』柏書房。
- 佐賀朝 2007『近代大阪の都市社会構造』日本経済出版。
- 佐藤慶幸 1991『官僚制の社会学』文眞社。
- 芝村篤樹 1998『日本近代都市の成立』松籟社。
- 前大阪市長池上四郎君彰徳会編 1941『元大阪市長池上四郎君照影』前大阪市長池上四郎君彰徳会。
- 武部善人 1982『大阪産業史』有斐閣。
- 辻清明 1969『新版日本官僚制の研究』東京大学出版会。
- 中川倫 1923『新大阪大観』新大阪大刊行所、日本史研究会。

原田敬一 1997『日本近代都市史研究』思文閣出版。

松下孝昭 1986「大阪市学区廃止問題の展開」『日本史研究』291号、日本史研究会。

宮本又次 1986『近代大阪の展開と人物誌』文献出版。

山崎晶 2009「日本における近代都市計画の社会的考察」大阪大学大学院人間科学研究科2009年度博士論文。